

第一種電気工事士の皆さまへ 受講忘れのないよう登録を！

登録料
年会費
無料

電気工事士法により5年以内に定期講習を受講することが義務づけられております。
また、受講をしない場合は法律に違反することになり、当該都道府県知事から
第一種工事士免状の返納を命ぜられることがあります。

登録者サービス
(事前登録された方)

◆ 受講期限3カ月前までに講習をお知らせいたします。

本サービスにご登録いただくだけで、忘れてしまいがちな受講期限をお知らせするとともに、さまざまな特典をご用意しています。

今すぐ登録！

登録は下記のいずれかの方法でお申込みください。

電話

03-3435-0897

免状番号、氏名等を連絡

(土日祝日を除く、
9:00～17:00)



ファックス

03-3435-0828

下記の登録用紙に記入して送信



インターネット

<http://www.eei.or.jp>

上記URLまたはQRコードより
アクセスして申し込みフォームに
必要事項を入力し
て送信！



【登録用紙】

免状番号	都道府県 第 号	定期講習を受講された方は、 最終受講履歴（免状の記載をご確認ください）	
交付年月日	令和 平成 年 月 日	令和 年 月 日	
フリガナ			
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
現住所	〒 TEL: (日中ご連絡がとれる番号をご記入ください)		
所属企業			

※ご記入頂いた個人情報第一種電気工事士定期講習にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

● お申込み先 ●

一般財団法人 電気工事技術講習センター
(指定講習機関第1号)

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2
6 東洋海事ビル4階

TEL: 03-3435-0897 FAX: 03-3435-0828

URL: <http://www.eei.or.jp>

— 実施協力団体 —

- ・ 全日本電気工業事業工業組合連合会
- ・ 各都道府県電気工事(業)工業組合